

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2018年12月21日）

第192号（2016年度・第23号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

このまま手当支給基準を変更させはならないと、組合はこの一か月集中的にとりくみました～1月1日付改正「先延ばし」が決まるまでのとりくみ経緯

大学院手当等改正問題については、本年7月3日(火)開催の部局長会議での「頭出し」以来、学内の様々なところで議論が続けられている中、組合としてのとりくみは不十分なまま推移しておりました。しかし、くみあいニュース第188号(11/15発行)の囲み記事で「頭出し」した上で、11月20日(火)に関連資料提示を求める申し入れ書を提出して以降、集中的にとりくんだその結果、大学が強行を予定していた12月18日(火)午後の役員会で「平成31年1月1日付け改正を最終決定する」との既定方針を、12月17日(月)に行った大学側との団体交渉を経て「阻止」することができました。大学当局が12月4日(火)の部局長会議で最終的に「平成31年1月1日付け規則改正」ということで押し切ったにもかかわらず、組合としての様々なとりくみを経て行われた団体交渉によって、大学当局の対応を大きく譲歩させたものです。

【大学院手当問題に関する組合のとりくみ経緯】

*11月6日	(火)	第170回部局長会議
11月15日	(木)	久保人事課長・福岡人事課副課長来室(対応 鴨崎)
"		「くみあいニュース第188号(2016-19)」発行
11月20日	(火)	申入書「大学院手当等支給基準改定案に関する資料提示」提出
11月27日	(火)	「くみあいニュース第189号(2016-20)」発行
11月28日	(水)	久保人事課長・福岡人事課副課長・西村企画係長来室(対応 鴨崎、滝野等4名) ～11月20日付け申し入れへの回答書(11/27付)及び支給額資料受領
12月3日	(月)	「くみあいニュース第190号(2016-21)」発行
"		各部署長(CC学長及び理事)へ慎重審議を求める要望書を一斉送信
*12月4日	(火)	第171回部局長会議
12月6日	(木)	就業規則改正等説明会(鴨崎・滝野・福田・森下)
12月7日	(金)	西村人事課企画係長来室、資料持参(対応 鴨崎)
12月10日	(月)	「大学院手当等支給基準改正問題についての団体交渉開催申し入れ」提出
12月17日	(月)	大学院手当等支給基準改正問題についての団体交渉(鴨崎等7名)
"		「大学院手当等支給基準改正案の決定保留を求める申し入れ書」提出
"		同上 申し入れへの回答書受領
12月18日	(火)	「くみあいニュース第191号(2016-22)」発行
* "		山口大学経営協議会・役員会

皆さんの声をお聴きして、対案を提示します～「協議・交渉を行う・対案提示を」との12/17学長回答を受けて、これからの組合の方針

12月17日の回答書に「協議の継続にあたり、教職員組合からの提案がございましたら、お示しいただきますようお願い致します。」と記載されていることから、組合としてどのような対案を提示するののかも、今後の焦点の一つとなります。組合としては、当事者(大学院手当受給者)等からの意見を聴きながら対案をまとめていく作業を、今後、福田次期委員長・滝野次期書記長のもとで進めてまいりますので、皆様方におかれても、情報・ご意見を組合までお届けいただくよう呼びかけます。



年明け、1月中旬には大学院手当問題報告・討論集会を開催の予定です(詳細は後日お知らせします)

来年のお盆は9連休！山口大学、計画年休で実施を検討

くみあいニュース第187号（10月26日発行）でお知らせしましたとおり、山口大学教職員組合は10月12日（金）に学長宛に提出した要望書で、「平均年休取得日数の大幅引き上げを図るべく、夏季・年末年始・大型連休や飛び石連休時のブリッジホリデー等の『年次有給休暇の計画的付与制度』の導入等を検討課題としていただくこと」を、と要望しました。

これを受ける形で、12月4日（火）午後に人事課担当者（中谷サービス管理係長）が組合事務所に来室し、鴨崎委員長に対して、以下の構想を検討中であるとの説明がありました。

その後、各事業場過半数代表者への説明も行われており、労使協定にもとづき実施の方向となっています。



1. 毎年、8月中旬のいわゆる「お盆」の3日間を、附属病院を除く全事業場で一斉休業とし、非常勤職員を含めて夏季特別休暇3日の取得で実施してきたが、この期間を平成31年度から5日に延長したい。
2. この措置を、夏季特別休暇3日は廃止して、過半数代表者との労使協定による5日間の「計画年休（計画的年次有給休暇）」取得期間としたい。
3. 夏季特別休暇3日を廃止した際に、代替策を講じなければ労働条件の不利益変更となるので、これに代わり、現行のマイホリデー（連続した3日間・取得時期は各自の自由選択・非常勤職員含む全教職員対象の有給休暇・55才以上の者は5日間）に、「連続した3日間」を追加し計6日（55才以上の者は計8日）としたい。
4. 附属病院事業場については、診療現場という特殊性からお盆の一斉休業の対象外とし夏季特別休暇3日間の取得時期についても別途対応しており、今回の計画年休の適用外として、別途検討したい。
5. 年休付与日数の少ない者についての計画年休日数は別途対応したい。

ブリッジホリデー導入による連続休暇拡大は今後の検討課題か

組合はゴールデンウィークを含む「飛び石連休」に挟まれた平日を休日とする「ブリッジホリデーの導入」なども提案していますが、来年度については特殊事情によりゴールデンウィークが10連休となる他にも、連休が1～2回あるなど、全体としてこれまでよりも長期休暇が多くなることから、さらに連続休暇を設定することは授業計画との関係で直には難しいのではないかという問題意識が示されました。

この構想の背景には、労働基準法改正により、2019年度（平成31年度）から、使用者は、年10日以上の子年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となったことがあります。



*山口大学教職員の年間平均の年休取得日数（H29年度）は、全教職員平均で
6.6日であり、職種別では、教員3.9日、事務職員11.3日、看護職員
7.9日、医療技術職員4.4日、附属学校教員5.3日等となっています。

【ご挨拶】

山口大学教職員組合執行委員長を務めておりました鴨崎です。私、12月22日に開催されます山口大学教職員組合第52回定期大会をもって委員長の職を退任することとなりました。組合員・教職員の皆様には、長い間お世話になりました。後日改めてご挨拶させていただく所存ですが、とりあえずのご挨拶ということでご容赦ください。